

毎月第3金曜日は 川西市の「人権デー」です

外国人の人権について考えてみませんか

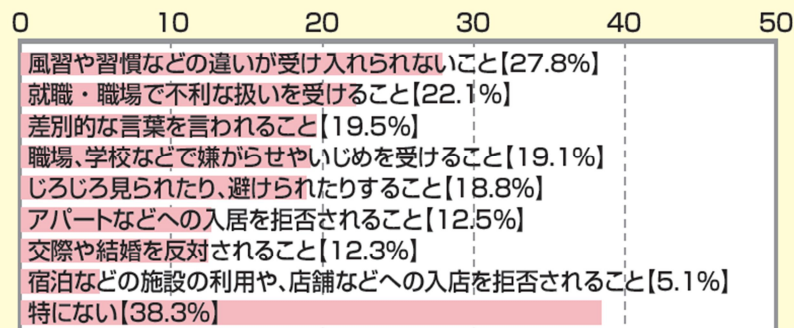
現在、日本で暮らす外国人は増加傾向にあります。その中で、外国人が就職や職場で不利な扱いを受けたり、アパートなどへの入居が拒否されたり、差別的な言葉を言われたりといった様々な人権侵害を受けることがあります。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会的に問題となり、平成28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)(平成28年法律第68号)」が国会において施行されました。国民の間に不当な差別的言動があってはならないという意識は浸透しつつありますが、今なお解消していない問題もあります。

地球上全ての人には、国籍、言葉、宗教の違いに関係なく、平等に人権があります。人権に国境は存在しません。



●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

あなたが、日本に居住している外国人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。複数回答(%)



内閣府が令和4年度に行った左記の調査では「風習や習慣などの違いが受け入れられないこと」「就職・職場で不利な扱いを受けること」などが問題となっていることがうかがえます。



川西市では、令和7(2025)年3月に「多文化共生推進指針」を策定し、多文化共生に関する目標、基本的な視点、施策の方向性を示しました。川西市でも外国人の増加と多国籍化がさらに進むものと予測されます。わたしたち一人ひとりが、地域社会を構成する一員として、共に生きていくかけがえのない尊い存在であることが認められ、互いの多様性を認め合い、ほかの人の人権についても関心を深めながら人権の尊重について学び続けることが大切です。

総合センター 1階視聴覚室
人権啓発ビデオ上映会 無料

- 3月13日(金) 午後1時～
「ハルをさがして」(93分)
- 3月18日(水) 午後3時半～
「みんなの情報モラル
メッセージに仕組まれた罠」(22分)
- 3月27日(金)
①午前10時～②午後1時～③午後4時～
「あなたのいる庭」(35分)

◇問い合わせ：総合センター Tel 758-8398

特設人権相談 無料・予約優先

- 3月19日(木) 午後1時～4時
- 4月17日(金) 午後1時～4時
- 5月15日(金) 午後1時～4時

川西市では毎月第3金曜日の「人権デー」に人権擁護委員による特設人権相談を市役所で行っています。

◇問い合わせ・予約など
市役所4階 人権推進多文化共生課

Tel 740-1150